

医療保険 訪問看護 料金表

雪ノ下訪問看護リハビリケア

令和6年6月1日

医療保険による訪問看護サービスの利用料は、ご加入されている各種健康保険や公費制度が適応されます。

①基本料金

項目	金額 (円)	1割負担 (円)	2割負担 (円)	3割負担 (円)	
訪問看護基本療養費 (I) (II) *1	週3日まで	5,550	555	1,110	1,665
	週4日目以降 (看護師)	6,550	655	1,310	1,965
	週4日目以降 (理学療法士)	5,550	555	1,110	1,665
訪問看護基本療養費 (II) *1 3人以上	週3日まで	2,780	278	556	834
	週4日目以降 (看護師)	3,280	328	656	984
	週4日目以降 (理学療法士)	2,780	278	556	834
訪問看護基本療養費 (III) *2	8,500	850	1,700	2,550	
訪問看護管理療養費	月の初日	7,670	767	1,534	2,301
	月の2回目以降	3,000	300	600	900

②利用者様の状態によって加算を算定

項目	金額 (円)	1割負担 (円)	2割負担 (円)	3割負担 (円)	
難病等複数回訪問加算 *3	1日2回	4,500	450	900	1,350
	1日3回以上	8,000	800	1,600	2,400
24時間対応体制加算 (月1回) *4	6,800	680	1,360	2,040	
緊急訪問看護加算	月14日目まで	2,650	265	530	795
	月15日目以降	2,000	200	400	600
特別管理加算 (月1回) *5	重症度の高い利用者	5,000	500	1,000	1,500
	それ以外の利用者	2,500	250	500	750
複数名訪問看護加算 *6 (下記以外の状況や加算額に関しては必要に応じて別途説明いたします。)					
看護師等との訪問 (週1回)	4,500	450	900	1,350	
看護補助者と訪問 (1日1回)	3,000	300	600	900	
長時間訪問看護加算 *7	5,200	520	1,040	1,560	
早朝・夜間加算 (6時～8時・18時～22時)	2,100	210	420	630	
深夜加算 (22時～6時)	4,200	420	840	1,260	
退院時共同指導加算 *8	8,000	800	1,600	2,400	
特別管理指導加算 (特別管理加算の該当者に対して上記に加えて加算)	2,000	200	400	600	
退院支援指導加算 (退院日に訪問に行った場合)	6,000	600	1,200	1,800	

在宅患者連携指導加算（月に1回限り）*9	3,000	300	600	900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月に2回限り）*10	2,000	200	400	600
看護・介護職員連携強化加算（月に1回限り）*11	2,500	250	500	750
訪問看護情報提供療養費（月に1回限り）*12	1,500	150	300	450
訪問看護ターミナルケア療養費1	25,000	2,500	5,000	7,500
乳幼児加算（6歳未満の方、1日につき）	1,300	130	260	390
別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合	1,800	180	360	540
訪問看護医療DX情報活用加算（月に1回に限り）	50	5	10	15

*1 同一建物に同一日、複数の利用者様へ訪問した場合算定いたします。

*2 外泊中に指定訪問看護を実施した際、算定いたします。

*3 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者（公示103号基準公示第2の1）、特別指示書が交付された利用者様が対象。

*4 利用者から同意を得て、電話等により24時間対応できる体制の加算です。

*5 厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とするご利用者の場合、加算されます。

重症度の高い利用者：悪性腫瘍患者指導管理を算定されている方、気管カニューレ、留置カテーテルを使用している方。

それ以外の利用者：腹膜透析、在宅血液透析、酸素療法、自己導尿、腸瘻、人工肛門、

真皮を超える褥瘡、点滴注射を週3回以上実施する状態の方。

*6 ①厚生労働大臣が定める疾病等（基準告示第2の1）に規程する利用者様

②特別訪問看護指示書にかかわる訪問看護をうけている利用者様

③暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為などが認められている利用者様

④利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合

*7 ①特別訪問看護指示書に係る訪問看護を受けている利用者様

②特別管理加算を算定する者に該当する利用者様

③15歳未満の超重症児または準超重症児

*8 入院・入所先の医師や看護師と共同で、退院後の在宅療養についての指導を行った場合に算定いたします。

*9 利用者の同意を得て、訪問診療・歯科訪問診療・訪問薬剤管理を行う保険医療機関または保険薬局と月2回以上文書等により情報共有を行い、共有された情報をもとに療養上必要な指導を行なった場合に算定いたします。

*10 利用者状態の急変や診療方針の変更等に伴い、関係する保険医療機関等がカンファレンスに参加して共同で利用者や家族に対し指導を行なった場合に算定いたします。

*11 喀痰吸引等の業務を行う介護職員等の支援を行なった場合に算定いたします。

*12 医療機関等（入院入所時）や保健福祉センター、保育所、幼稚園に対して情報提供を行なった場合。

<その他の費用>

項目	内容・利用者負担額
交通費	往復1km～5km：500円、往復5km以上：往復距離×（1kmあたり100円） 公共交通機関やタクシー、コインパーキング等を利用した場合はその実費
エンゼルケア（死後の処置）	20,000円
営業日以外の訪問	訪問1回につき3,000円を加算（年末年始は4,000円を加算）
自費による訪問	30分あたり5,500円
キャンセル料	5,000円 ・訪問予定前日17時までにご連絡頂いた場合は、キャンセル料は請求いたしません。また、利用者の病状の急変や、急な入院等の場合も同様です。

※サービス提供に必要な居宅で使用する電気、ガス、水道の費用は利用者の別途負担となります。